平成27年3月27日只見町訓令第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、只見町保育の必要性の認定基準に関する規則(平成26年只見町規則第12 号)の施行に関し、保育の必要性の認定に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱の用語の意義は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)及び子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。)の定めるところによる。

(支給認定の申請)

- 第3条 法第20条第1項に規定する認定(以下「支給認定」という。)を受けようとする小学校 就学前子どもの保護者は、支給認定申請書兼保育所入所申込書(様式第1号)を町長に提出し なければならない。
- 2 町長は、法第20条第6項の規定により、前項の規定による申請のあった日から30日以内に申請に対する処分をしなければならない。ただし、当該申請に係る保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から30日以内に、当該保護者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間及びその他の理由を通知し、これを延期することができる。

(支給認定証の交付)

- 第4条 町長は、前条第1項の申請について、法第20条第4項の規定により、支給認定を行った ときは、当該支給認定に係る保護者(以下「支給認定保護者」という。)に支給認定証(様式 第2号)を交付するものとする。
- 2 町長は、前条第1項の申請について、法第20条第5項の規定により、当該保護者が支給認定 の要件を満たさないときは、支給認定却下通知書(様式第3号)により、当該申請に係る保護 者に通知するものとする。

(現況届)

- 第5条 支給認定保護者(当該支給認定保護者の小学校就学前子どもが、法第19条第1項第2号 及び第3号に掲げる小学校就学前子どもである場合に限る。)は、法第22条の規定により、毎 年、支給認定現況届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、施行規則第9条第4項の規定により、前項の届出を受け、当該支給認定保護者の利用者負担額を変更する必要があるときは、当該支給認定保護者及び当該支給認定保護者が利用する特定教育・保育施設等に対して、変更後の利用者負担額に関する事項を通知するものとする。

(支給認定の変更)

第6条 支給認定保護者は、法第23条第1項の規定により、次に掲げる支給認定の事項を変更す

る必要があるときは、支給認定変更認定申請書(様式第5号)に支給認定証を添えて、町長に 提出しなければならない。

- (1)法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (2)保育必要量
- (3)支給認定の有効期限
- 2 町長は、法第23条第4項に規定する職権により、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが満3歳に達したときその他の必要があると認めるときは、支給認定の変更の認定を行うことができる。その場合においては、変更認定通知書(様式第6号)により、当該変更に認定に係る支給認定保護者に通知し、支給認定証の提出を求めるものとする。
- 3 町長は、法第23条第6項の規定により、第1項又は前項の支給認定の変更の認定を行ったときは、支給認定証に当該変更の認定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。 (支給認定の取消し)
- 第7条 町長は、法第24条第1項の規定により、次に掲げる事項に該当する場合は、支給認定を 取消すことができる。
- (1)当該支給認定に係る満3歳未満の小学校就学前子どもが、支給認定の有効期間内に、法第19 条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。
- (2) 当該支給認定保護者が、支給認定の有効期間内に、当町以外の市町村に居住地を有するに至ったとき。
- (3)その他町長が認める場合
- 2 町長は、法第24条第2項の規定により、支給認定の取消しを行ったときは、支給認定取消通 知書(様式第7号)により、当該取消しに係る支給認定保護者に通知し、支給認定証の返還を 求めるものとする。

(申請内容の変更の届出)

- 第8条 支給認定保護者は、施行規則第15条第1項の規定により、支給認定の有効期間内において、次に掲げる事項を変更する必要が生じたときは、速やかに申請内容変更届出書(様式第8号)に支給認定証を添えて、町長に届け出なければならない。
- (1) 当該届出を行う支給認定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- (2) 当該届出に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日及び支給認定保護者との続柄 (支給認定証の再交付)
- 第9条 支給認定保護者は、施行規則第16条第4項の規定により、支給認定の有効期間において、 支給認定証を破り、汚し、又は失ったときは、支給認定証再交付申請書(様式第8号)に、破 り、又は汚した支給認定証を添えて、町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、施行規則第16条第1項の規定により、前項の支給認定証の再交付の申請があったと きは、支給認定証を再交付するものとする。
- 3 支給認定保護者は、施行規則第16条第4項の規定により、支給認定証の再交付を受けた後、 失った支給認定証を発見したときは、速やかにこれを町長に変換しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第3条第1項に規定する支給認定の申請に関し必要な手続その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

支給認定申請書(兼 保育所入所申込書)

平成 年 月 日

只 見 町 長 殿

次のとおり、支給認定(保育所入所)を申請(申込)します。また、支給認定及び利用者負担金の算定に必要がある場合には、課税状況(同一世帯者を含む)及び世帯情報の調査・閲覧に同意します。

	フリカ゛ナ	ーニー 自宅・職場
	IT. 27	電話 携 帯 (父)
申 請 者	氏 名	● 番号 携帯(母)
(保護者)		(現住所)
	住 所	只見町
	II. 7/	※前年1月1日現在の住所(上記と違う場合のみ記入)

①入所児童の情報及び保育の希望

認定証番号	<u>%</u> !	※既に支給認定を受けている場合に記入してください。											
	フリカ゛ナ	性 別 男・女 続 柄											
入 所 児 童	氏 名	生年月日 年 月 日生(歳)											
障がい者手帳の有無	□無 □有(□身体障害者手帳 □療育	育手帳 □精神障害者保健福祉手帳)											
アレルギー情報	□無□有()											
	□有 標準時間保育(7:30~18:30)※同	- 両親ともフルタイム就労等が要件											
保育の希望	□有 短時間保育 (8:30~16:30) ※両親	見のどちらかがパートタイム就労等が要件											
	☑無 幼児教育(幼稚園等)※現在町内に利	用できる施設なし											

②世帯の状況

ひ	ک	り	親	世	帯	等	□非該当	□該	当	(D))とり親世	帯口	在宅障	害児	(者) のいる	世帯)
生	活	保	護	の	適	用	□非該当	□該	当	(平点	戈 年	. ,	月	日	保護開始)	
			氏	名	, I		児童との続柄	生年	月日	1	性別	職業	又は学校	名	市町村民税 課税の有無	同居・別居の別(※)
								•	•		男・女				有・無	同居・別居
児童								•	•		男・女				有・無	同居・別居
児童の世帯員								•	•		男・女				有・無	同居・別居
帯員								•	•		男・女				有・無	同居・別居
入所								•	•		男・女				有・無	同居・別居
(入所児童を除く)								•	•		男・女				有・無	同居・別居
を除く								•	•		男・女				有・無	同居・別居
								•	•		男・女				有・無	同居・別居
								•	•		男・女				有・無	同居・別居
								•	•		男・女				有・無	同居・別居

※別居であっても、児童の送迎等を行う祖父母等がいる場合は記入して下さい。

③利用を	希望する期	間及び	施設名											
利用を	希望する	期間	平成		年	月	日	から	平成	年	月		日	まで
利用を	希望する	曜日			() [曜日	から	, ()曜日	まで		
利用を	希望する	時間			時		分	から	時	分	まで	;		
			第1希	望	□只見	. 口朝日		明和	希望理由					
利用を	希望する	施設	第2希	10200000000	口只見			明和	希望理由					
		Ī	第3希	望	□只見			明和	希望理由					
土曜日保	育の希望の	有無	口有(包		その他	[li])	□無
4保育の和	利用を必要	とする	理由											
			続柄					必	要とする理	E由				
四本	σ ± 11 ⊞	1 ->-	45	□就	労	□疾病	· 障z)ŽV []介護等	□災	害復旧		」求職	活動
	の利用		父	□就	学	□虐待	· D	V []育児休業	口そ	の他			
业 安 C	: するま	E 円	母	□就	労	□妊娠	• 出產	全 口疹	長病・障が	いロ	介護等		〕災害	復旧
			户	□求	職活動	□就	学	口虐	津待・DV		育児休	業 🗆]その	他
区 分	保育の必	要性の	事由 >	《該当	するとこ	ころを〇	で囲む	ン又は記	己入してく	ださい	·o			
		勤	務先	会社	:名等()
	居宅外	月 20	目以上	正社	. 負・	8時間以	以上	· 7	時間以上	• 6	時間以	上 •	4	時間以上
45	旧七八	月 20	日未満	8時	間以上	•	6 時	間以上	•	4 時間	引以上			
父 の		自	営	本人	. •	協力	者							
の状況	居宅内	自営	・農業	本人	. •	協力	者							
100	冶七四	内	職	8時	間以上	•	6 時	間以上	• 4	時間以	以上			
	求『	哉 活	動	就職	先未定	就職	先内定	ビ(勤務	8先		勤務	時間)
	就		学	学校	• [專修学校	•	職業	き訓練学校					
		勤	務先	会社	名等 ()
	居宅外		日以上	正社	:員・	8時間」	以上_	• 7	時間以上	• 6	時間以	上 •	4	時間以上
	10-071	月 20	日未満	8時	間以上	•	6 時	間以上	•	4 時間	引以上			
母		自	営	本人	. •	協力	者							
の 状	居宅内	自営	• 農業	本人		協力								
状況	70.01.1	内	職	8時	間以上	•	6 時	間以上	• 4	時間以	以上			
		哉 活	動		先未定			定 (勤務			勤務	時間)
	就		学	学校	• E	専修学校	•	職業	 と訓練学校					
	出		産	出産	(予定)	日 (年	月	日)・育児	化眼	(年	月]	日まで)
疾病	患	者	名							(児:	童との約	売柄)
介護	病		名											
看 護	障	が	V)			種		級	(障がい	名)
- 11 11 2	療	養 状			(病院名							宅療養	٠ ځ	通院
その他	災害(火災	風Z			喪 •				発生日	時)
C 47/16	児童虐待	<u> </u>	•	配偶	者からの	の暴力	•	<i>₹</i>	- の他()
※以下市町	10 154.11.10						7							
受	付年月			年	月	日				0.500.50.00.00.00.00.00	I constant			
		(入	所) (カ 豆	「 否			認定	証番号		丰	剪	期	間
□可(認		年	月			口否					自	年		月 日
	所 施 設	200000000000000000000000000000000000000		200000000000000000000000000000000000000	芝 区				必要量		至	年		月日
口只見	□朝日	口明和	⊠1	号 [□2 号	□3 号	□t	票準時間	月 □短時	間				pod pod

記入上の注意

この支給認定申請書 (兼入所申込書) は、保護者が以下の点に注意して記入し、町に提出してください。なお、その家族から 2 人以上の児童が同時に入所申込みを行う場合は、それぞれの児童ごとに 1 枚の申請書を用いてください。

- 1.「申請者(保護者)」欄に記名押印をお願いします。
- 2.「電話番号」の欄には、日中の連絡が付きやすい番号を記入してください。
- 3.「住所」欄の前年1月1日現在の住所については、現住所と違う場合のみ記入してください。
- 4.「認定証番号」の欄は、児童が既に支給認定を受けている場合のみ記入してください。
- 5.「入所児童」の欄には、必要事項を記入してください。
- 6.「障がい者手帳の有無」の欄は、該当する箇所をチェック(♥)してください。
- 7.「アレルギー情報」の欄は、該当する箇所をチェックし、該当ある場合は具体的に記入してください。
- 8.「保育の希望」の欄には、標準時間保育(最大 11 時間)か短時間保育(最大 8 時間)のいずれかを選択し、該当する箇所にチェックしてください。ただし、標準時間保育を希望する場合でも、保護者の就労状況等により短時間保育の認定となる場合もあります。
- 9.「ひとり親世帯等」の欄は、該当する箇所をチェックしてください。
- 10.「生活保護の適用」の欄は、該当する箇所をチェックし、保護該当の場合は開始日を記入してください。
- 11. 「児童の世帯員」の欄は、入所児童を除き、入所児童の両親、同居の親族等(世帯分離含) について記入するとともに、「性別」及び「課税の有無」、「同居・別居の別」の欄については、該当する箇所を○で囲んでください。世帯員の中に、入所児童の他に保育所等を利用している児童がいる場合は、職業又は学校名の欄に記入してください。また、別居の祖父母が、児童の送迎をする場合は、「児童の世帯員」の欄に記入しください。
- 12.「利用を希望する期間」については、小学校就学始期に達するまでのうち、保育所等の利用を希望する期間を記入してください。
- 13.「利用を希望する曜日」及び「利用を希望する時間」の欄には、希望の曜日、時間を記入してください。
- 14.「利用を希望する施設」の欄は、希望する箇所をチェックし、希望理由を記入してください。
- 15.「土曜日保育の希望の有無」の欄は、該当する箇所をチェック及び○で囲んでください。毎週の利用で無い場合は、その他の欄に具体的に記入してください。
- 16.「保育の利用を必要とする理由」の欄は、両親それぞれに該当する箇所にチェックしてください。
- 17.「保育の必要性の事由」は、該当する欄を○で囲む又は記入してください。
- 18. その他(1)保育の必要性が認められない場合は、保育所等への入所は認められません。
 - (2) 申込み状況によっては、希望する保育所に入所できない場合があります。
 - (3) 保育の必要性の事由により、保育の利用時間等の希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

保育の必要性の認定基準

保育所等を利用できる児童は、児童の保護者のいずれもが次の項目のいずれかに該当することにより、 保育の必要性が認められる場合となります。

- (1) 1ヶ月あたり、48時間以上労働していること。
- (2) 妊娠中であるか、出産後間もないこと。
- (3) 保護者が疾病、負傷又は精神若しくは身体に障害があること。
- (4) 同居の親族(長期入院等をしている親族含む。)の常時介護又は看護をしていること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (6) 求職活動(起業準備を含む。)を継続的に行っていること。
- (7) 就学(職業訓練校含む。)していること。
- (8) 虐待又はDVの恐れがあり、保育の必要性が認められる場合
- (9) 育児休業中に既に保育所等を利用している児童がいて継続利用が必要な場合
- (10)以上の項目に類する事由であると町長が認める場合

様式第2号(第4条関係)

子ども・子育て支給認定証 支給認定証番号 支給認定区分 保育必要量区分 保育希望理由 フリガナ 保 氏名 護 日 性別 生年月日 年 月 者 住所 フリガナ 児 氏名 童 日性別 生年月日 年 月 年 月 日 から 支給認定期間 年 月 まで 年 月 日 交付

只見町長

(FI)

(裏面)

【注意事項】

- 1 この認定証は、子どものための教育・保育給付を受けるために必要なものですので、大切に保管してください。
- 2 この認定証は、受給者がその対象の子どもの利用 に際してのみ使用できます。
- 3 この認定証は、他人に譲り渡し、又は担保に供することはできません。
- 4 受給者として資格がなくなったとき、又は有効期間を経過したときは、この認定証を使用することはできませんので、速やかに只見町に返却してください。
- 5 この認定証を破損したり、失くしたりしたときは、再交付を受けてください。
- 6 氏名、住所又は就労状況等の認定基準に変更があったときは、速やかに只見町にその旨届出てください。

様式第3号(第4条関係)

() () () () () () () () () () () () () (
			第		号
			年	月	日
	様				
	73%				
		只見町長			E

支給認定却下通知書

申請のありました支給認定については、下記の理由により却下となりましたので通知します。

記

				,,,				
児童	ての氏名及	び生年	月日		年	月	Ħ	生
却	下 年	三月	日					
却	下	理	由					

なお、本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60日以内に、町長に対し異議申し立てをすることができます。

また、本決定に取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、町を被告として当該訴えを提起することができます。

ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

様式第4号(第5条関係)

支給認定現況届(兼継続入所申込書)

平成 年 月 日

只 見 町 長 殿

現在保育所等に入所中の児童の世帯の状況等について、次のとおり現況(継続入所)を届出(申込)ます。また、利用者負担額の の 算定に必要がある場合には、課税状況(同一世帯者含む)及び世帯情報の調査・閲覧に同意します。

V 34 /	二十二次 女 7 - 07 - 0	DW LICIA, M	ADEALDE (16)		7 111 1H +K 4 7 1	1/HJ_EL 17	01 7E1-1				
		フリカッナ				電記	活	自 宅			
届	出者	氏 名			₩	番		携帯(父)携帯(母)			
(保	護者)	住 所	(現住所)		ļķ.						
		フリカ*ナ	7,72,7			性	別	男・女	続	万	
入	所 児 童	氏 名				生年月	月日	年	月 日生	生 (j	歳)
認	定 証	番	号			保育	听名	口只 身	1 口朝 1	□ □明	和
保	育の		V2527400		~18:30			1	(8:30~16		
障 /	ぶい者手		RSC(RSCOAZ)]有(□身体障害	者手帳	□療育	手帳	□精神№	章害者保健	冨祉手帳)
ひ	とり親		等 □非該当		とり親世				者) のいる	世帯)	
生	活保護	の適	用 □非該当	6 □該当(平成	年	i .	月	日(呆護開始)		
	氏	名	児童との続柄	生年月日	性别	聙	は業又に	は学校名	市町村民税 課税の有無	同居・の別(
児童			父		男・女	就労	の状況	兄の欄に記	有・無	同居・	別居
童の典			母		男・女		てくた	ごさい	有・無	同居・	別居
の世帯員					男・女				有・無	同居・	別居
					男・女				有・無	同居・	別居
(入所児童を除く)					男・女				有・無	同居・	別居
児童					男・女				有・無	同居・	別居
を除					男・女				有・無	同居・	別居
3					男・女				有・無	同居・	別居
					男・女				有・無	同居・	別居
					男・女				有・無	同居・	別居
	区	分		父の状況					母の状況		
就	就労等	その 状	况 [□居宅外 □ □ □	居宅内			□居宅	外 口居	宅内	
労の		名称・所在: 内職含む))								
状			IEL	H = 14			Tel	4 117	÷ 1.6-		
況	就労労就労			ヶ月平均 時 分 ~	——日 ——時	分		1 ヶ月平 時	少 分~	 時	
	10/L /J	ν H/J	□疾病				□疾				
	その他の	D状況	□災害復	□	. 1 1 194		口出]災害復旧	□その他	
特記事	环項(記載事項以	以外に変更があっ	った場合に記入し	てください。)							

記入上の注意

この現況届は、保護者が次の点に注意して記入し、町に提出してください。なお、その家庭から2人以上の児童が入所している場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

- 1. 「届出者(保護者)」の欄に、記名押印のうえ、必要事項について記入してください。
- 2. 「入所児童」の欄に、必要事項を記入してください。
- 3.「認定証番号」の欄は、交付されている認定証番号を記入してください。
- 4.「保育所名」の欄は、現在入所している保育所をチェック(☑)してください。
- 5.「保育の必要量」の欄は、現在利用している保育時間をチェックしてください。
- 6.「障がい者手帳の有無」の欄は、該当する箇所をチェックしてください。
- 7.「ひとり親世帯等」の欄は、該当する箇所をチェックしてください。
- 8.「生活保護の適用」の欄は、該当する箇所をチェックし、保護該当の場合は開始年月日を記入してください。
- 9. 「児童の世帯委員」の欄は、入所児童を除き、入所児童の両親、同居の親族(世帯分離を含)について記入し、「性別」及び「課税の有無」、「同居・別居の別」の欄については、該当する箇所を○で囲んでください。世帯員の中に、入所児童の他に保育所等を利用している児童がいる場合は、職業又は学校名の欄に記入してください。また、別居の祖父母が、児童の送迎をする場合も記入してください。
- 10.「就労の状況」の欄について、両親それぞれに該当する欄にチェック又は記入してください。
- 11.「特記事項」の欄には、記載事項以外で変更が生じたことについて記載してください。
- 12. その他 (1) 保育の必要性が認められない場合は、保育所等への入所は認められません。
 - (2) 申込み状況によっては、希望する保育所等に入所できない場合があります。
 - (3)保育の必要性の事由により、保育の利用時間等の希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

保育の必要性の認定基準

保育所等を利用できる児童は、児童の保護者のいずれもが次の項目のいずれかに該当することにより、 保育の必要性が認められる場合となります。

- (1) 1ヶ月あたり、48時間以上労働していること。
- (2) 妊娠中であるか、出産後間もないこと。
- (3) 保護者が疾病、負傷又は精神若しくは身体に障害があること。
- (4) 同居の親族(長期入院等をしている親族含む。)の常時介護又は看護をしていること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (6) 求職活動(起業準備を含む。)を継続的に行っていること。
- (7) 就学(職業訓練校含む。)していること。
- (8) 虐待又はDVの恐れがあり、保育の必要性が認められる場合
- (9) 育児休業中に既に保育所等を利用している児童がいて継続利用が必要な場合
- (10)以上の項目に類する事由であると町長が認める場合

※以下市町村記入欄

受付年月日	年 月	日					
認定(入	所)の可否		認定証番号	有	効	期間	
□可(認定日 年	月 日)・	□否		台	年	н	П
入所施設名	認定区	分	保育必要量	日至	年	月 日	
□只見 □朝日 □明和	図1号 □2号	□3 号	□標準時間 □短時間	#.	4	<u></u>	Н

様式第5号(第6条関係)

支給認定変更認定申請書

只 見 町 長 殿

年 月 日

住 所氏 名

認定内容について、下記のとおり変更したいので、支給認定証及び関係書類を添えて申請します。

なお、支給認定の変更の認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯を含む)及び世帯情報 を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育 施設等に対し提示することに同意します。

記

保	育	施	設	名	支給認定証 番 号
児	童	の	氏	名	保護者との
及	び	生 年	: 月	日	続柄
変		認気	宦 区	分	
		保育	必要	量	
	11-1	支 給	認定	<u>:</u> 0	
更		有多	助 期	限	
		利用	者負担	旦額	
		に関	する	事項	
		認気	芒 区	分	
事	新	保育	必要	量	
	利	支 給	認定	<u>:</u> の	
		有刻	助 期	限	
		利用	者負担	旦額	
項		に関	する『	事項	
当	該目	申 請	の事	由	
変	更	年	月	日	年 月 日
-					

様式第6号(第6条関係)

	第 年 月	号 日
様		
只見町長		Ø
変更認定通知書		

子ども・子育て支援法第23条第4項規定により支給認定の変更を行いますので通知いたします。つきましては、下記のとおり支給認定証を提出してください。

児童の氏名及び生年月日						年	月	日	生
支	給	認	定	番	号				
変	更	認	定	理	曲				
提		Ļ	Ľ,		先				
提		Ш	斯		限				

なお、本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に対し異議申し立てをすることができます。

また、本決定に取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、町を被告として当該訴えを提起することができます。

ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

様式第7号(第7条関係)

								第		号
								年	月	目
様	Ė									
						- H m	re			(F)
					اِ	只見町	リ天			Ø
支絲	記	定	取	消	通	知	書			

子ども・子育て支援法第24条第1項規定により支給認定の取消しを行いましたので通知いたします。つきましては、下記のとおり支給認定証を返還してください。

児童	置の氏名及	び生年	月日	年	月	日	生
支	給 認	定番	号				
取	消	理	由				
返	造	판	先				
返	還	期	限				

なお、本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に対し異議申し立てをすることができます。

また、本決定に取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、町を被告として当該訴えを提起することができます。

ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

様式第8号(第8条関係)

				申	請	内	容	変	更	届	出	書			
只 見	町	長	殿										左	Ħ	П
													年	月	日
										Ē					
										1 1. JE 1					(FI)
									(亀前	舌番 ^与	デ ノ				

下記のとおり変更したので、支給認定証及び関係書類を添えて申請します。

保	育	施	設	名					支給認定番				
児及	童 び	の 生 年	氏 月	名日		年	月	日生	保護者と 続	: の 柄			
変		住		所	只見町	(電話者	番号)						
	旧	世帯	主氏	名									
更		児童	氏	名						年	月	日	生
		保 護	者氏	名						年	月	日	生
	新	住		所	只見町	(電話者	番号)						
事		世帯	主氏	名									
		児童	5 氏	名						年	月	日	生
項		保 護	者氏	名						年	月	日	生
変	更	の	理	曲									
変	更	年	月	F			年	J]	日			

(注意事項) ひとり親家庭になった又は婚姻したときは、利用者負担額が変更になる場合があります。その際は、支給認定の変更承認申請書も提出してください。

様式第9号(第9条関係)

	支	給	認	定	証	再	交	付	申	請	書		
只 見 町 長											年	月	日
							住	Ē	近				
							氏 (電話						Ø
下記の理由により、	支給	認力	言証の)再な	を付る	シ申請	事し す	きす、					

児童の氏名及び生 年 月 日	保護者との 年 月 日生 続 柄	
入所保育施設名		
支給認定番号		
再 交 付 の 理 由	 1 破損したため 2 汚損したため 3 紛失したため 4 その他() 	